

令和5年3月22日

埼玉消費者被害をなくす会と株式会社アメニティとの間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（以下「埼玉消費者被害をなくす会」という。）が、株式会社アメニティ（以下「アメニティ」という。）に対し、アメニティが使用する「埼玉県立循環器・呼吸器センター」の「入院セット申込書兼同意書」に記載されている「病棟スタッフが患者様の症状に合わせてタイプの決定、変更をさせていただきます。」との条項（以下「本件条項」という。）は、アメニティと消費者との紙おむつの給付契約について、消費者の同意を得ることなく、第三者である病棟スタッフが契約を変更し、又は契約し直すことを可能にするものであって、民法第407条第2項、第521条等に比して消費者の権利を制限しその利益を一方的に害するものであり、消費者契約法第10条により無効であるとして、本件条項の使用停止又は修正を求めた事案である。

(※) 消費者契約法

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一端的に害するものは、無効とする。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

埼玉消費者被害をなくす会は、令和4年3月8日、アメニティに対する申入れを開始した。

アメニティは、令和4年5月17日、埼玉消費者被害をなくす会に対し、本件条項を修正した上で運用を開始した旨連絡した。

これを受けて、埼玉消費者被害をなくす会は、令和4年9月1日、申入れの趣旨に

沿った修正が確認できたとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（法人番号 1030005001873）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社アメニティ（法人番号 9010001111877）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html